

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	1 経営所得安定対策等推進事業	行政と農業団体等で組織する農業再生協議会等が行う農業者への制度周知や申請事務支援等、経営所得安定対策等の円滑な推進に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 事業内容 (1) 県段階 県農業再生協議会が実施する本制度周知のための説明会開催等 (2) 市町村段階 地域農業再生協議会等が実施する農業者の農地情報整理・申請事務支援等	4月1日から3月31日まで	(1) 県段階 県農業再生協議会 (2) 市町村段階 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域農業再生協議会等	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号)第6に定められた経費区分のうち、委託費又は助成費の経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[中間報告] 12月31日 (ただし、知事が定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。) [実績報告] 事業完了時	[中間報告] 1月15日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	2 阿蘇火山等防災 特産対策事業	茶・葉たばこの除灰に係る 洗浄施設等導入経費に対して 補助する場合における当該補 助に要する経費 ・事業内容 洗浄施設（据置型、乗用型） の整備、さく井等の畑地か んがい施設整備 ・対象地域 防災営農施設整備計画の対 象地域であって、火山の爆 発による被害の程度が、農 林水産大臣が定める基準に 達し、又は達するおそれがある地域。	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら3月31日 まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業協同組合、農業 者の組織する団体等 (受益者3戸以上)	10分の10以内 ただし、事業主 体に係る補助 対象経費の6分 の4以内（うち 県費は6分の1 以内、ただし市 町村補助額以 内）を限度とす る	1 特殊自然災害対策施設緊急整備事業実施要綱 (平成25年2月26日付け24農振第2113号) (1)事業の中止又は廃止 (2)事業実施地区の変更 (3)事業実施主体の変更(農業者が組織する団体に あつては、3者未満になった場合を含む。) (4)事業実施主体における事業費の30%を超える 増減を伴う事業内容の変更 (5)整備内容の変更 2 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成25年 2月26日付け24農振第2098号) (1)受益面積の10%以上に及ぶ増減 (2)主要工事計画であつて、次に掲げるもの ①用排水系統の著しい変更 ②ダム、頭首工、用排水機及び用排水樋門等の 基盤施設の新設又は廃止、設置位置の大幅な 変更 ③水路延長の20%以上に及ぶ増減 ④そのほか①から③までに準ずる主要工事計画 の変更 (3)物価又は労賃の変動によるものを除く事業費 の10%以上の変動(公共工事の入札、契約の改善、 技術開発等による費用の縮減による事業費の減 額であつて、変更前の事業計画に基づく事業に より得られる効用と同等以上の効用が得られる ものによる場合を除く。)	有 (第9条第2 項第3号該 当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告		
									報告時点	報告期限	
農 産 園 芸 課	3 地域特産物産地 づくり支援対策事 業	1 地域特産物産地づくり支援対策事業 市町村等が実施する葉たばこ、茶、その他特 産農作物振興のための生産から加工・販売対策 に係る推進事業、小規模土地基盤整備、共同利 用施設整備、共同利用機械整備、茶園の台切り 更新に必要な経費、もしくは、当該経費に対し て補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 推進事業 生産から加工・販売対策に係る推進事業	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村、農業協同組合、 農業協同組合等が組織 する団体 【事業主体】 市町村 農業協同組合 市町村・農業協同組合等 が組織する団体 農業者の組織する団体	3 分の 1 以内 【事業主体への間接補 助の場合】 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係 る 補助対象経費の 3 分の 1 以内を限度とす る	1 事業主体の変更 2 事業費の 30%を 超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日	
		(2) 条件整備事業 ①小規模土地基盤整備 ②共同利用施設 ③共同利用機械 ④茶園台切り更新	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村、農業協同組合、 農業協同組合等が組織 する団体 【事業主体】 市町村 農業協同組合 市町村・農業協同組合等 が組織する団体 農業者の組織する団体	①②③3 分の 1 以内 (ただし、②のうち茶園 被覆資材の導入につい ては、2 分の 1 以内) 【事業主体への間接補 助の場合】 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係 る 補助対象経費の 3 分の 1 以内を限度とす る(ただし、②のうち茶 園被覆資材の導入につ いては、2 分の 1 以内) ④定額 (上限 15 千円/ 10a)	1 事業主体の変更 2 施行箇所の変更 3 事業費の 30%を 超える増減を伴う事 業内容の変更	無				
		2 たばこ産地支援事業 熊本県たばこ耕作振興協議会が行う次の事業 に必要な経費 (1) たばこ耕作振興協議会の開催 (2) 地区たばこ耕作振興連絡会議の活動推進 (3) 表彰事業 (4) その他必要な事項	4 月 1 日か ら 3 月 31 日まで	熊本県たばこ耕作振興 協議会	定額 (上限 262 千円)	事業費の 30%を超え る増減	有 (第 9 条第 2 項第 3 号該 当)	否			

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	4 くまもと豊表価格安定対策事業	事業主体が 国の豊表価格安定対策事業に基づき事業を実施する場合に、国の補てん金額を超えて行う助成金額と国の補てん金額との差額に要する経費	7月1日から6月30日まで	熊本県い業生産販売振興協会	豊表 1 枚当たりの補助金額は以下のとおりとする。 平均取引価格が助成基準価格から最低基準価格の場合 (1) 指定銘柄の場合 { (助成基準価格－平均取引価格) × 80%－価格帯別助成単価 } × 3/4 (2) 一般品の場合 { (助成基準価格－平均取引価格) × 60%－価格帯別助成単価 } × 3/4 平均取引価格が最低基準価格以下の場合 一律に指定銘柄・一般品ごとに定められた額	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第2号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	5 いぐさ産地総合支援事業	「いぐさ・豊表の構造調整計画」に基づいて、農業団体等が行ういぐさ・豊表の生産、流通、消費拡大対策に係る推進事業に必要な経費	4月1日から3月31日まで	熊本県い業協同組合 熊本県い業生産販売振興協会 熊本県いぐさ・豊表活性化連絡協議会 八代地域農業協同組合 熊本県豊工業組合	2分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	6 野菜価格安定対策事業	一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会が、対象野菜の価格が対象市場において著しく低落した場合に、補給金をその対象となる生産者に交付することを目的とした資金を造成するために必要な経費	4月1日から3月31日まで	一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会	○指定野菜価格安定対策事業 ・重要野菜 100分の17.5 ・一般野菜 100分の20 ○契約指定野菜安定供給事業 100分の25 ○特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ・特定野菜 100分の20 ・指定野菜 100分の25	資金造成計画の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	7 阿蘇火山防災園 芸対策事業	施設整備に係る調査及び実施計画策定、栽培 管理用施設、農地被覆施設等の整備のための経 費、もしくは、当該経費に対して補助する場合 における当該補助に要する経費 ※対象地域 本事業の対象地域は、防災営農施設整備計画 に位置付けられた地域であって火山の爆発によ る被害の程度が、農林水産大臣が定める基準に 達し、又は達するおそれがある地域。	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま で	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、農業協同組合、 農業者の組織する団体 等 (受益者 3 戸以上)	1 調査計画 6分の4以内 (うち県費は6分の 1以内、ただし市町 村補助額以内) 【事業主体への間接 補助の場合】 ※補助事業者：10分 の10以内 ただし、事業主体に 係る補助対象経費の 6分の4以内(うち県 費は6分の1以内、た だし市町村補助額以 内)を限度とする 2 施設整備 (1)一般地域 6分の4以内 (ただし、県補助率 は6分の1以内、且つ 市町村補助額以内) 【事業主体への間接 補助の場合】 ※補助事業者：10分 の10以内 ただし、事業主体に 係る補助対象経費の 6分の4以内(うち県 費は6分の1以内、た だし市町村補助額以 内)を限度とする	1 農村地域防災減災事 業実施要綱(平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 1900 号) (1)事業主体の変更 (2)事業実施区域の大幅な 変更 (3)事業内容の変更 (4)事業費の 30%を超える 増減を伴う事業内容の 変更 2 農山漁村地域整備交 付金実施要綱(平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振 第 2115 号) (1)受益面積の 10%以上 に及ぶ増減 (2)主要工事計画であっ て、次に掲げるもの ①用排水系統の著しい 変更 ②ダム、頭首工、用排水 機及び用排水樋門等 の基盤施設の新設又 は廃止、設置位置の大 幅な変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	7 阿蘇火山防災 園芸対策事業				<p>(2) 中山間地域 100分の69.15以内 (ただし、県補助率は100分の14.15以内、且つ市町村補助額以内、且つ農村地域防災減災事業に限る)</p> <p>【事業主体への間接補助の場合】 ※補助事業者：10分の10以内</p> <p>ただし、事業主体に係る補助対象経費の100分の69.15以内 (ただし、県補助率は100分の14.15以内、且つ市町村補助額以内、且つ農村地域防災減災事業に限る)を限度とする</p> <p>※中山間地域 過疎地域、振興山村、離島、半島振興対策実施地域、特定農山村地域又は特別豪雪地帯をいう。</p>	<p>③水路延長の20%以上に及ぶ増減</p> <p>④その他①から③までに準ずる主要工事計画の変更</p> <p>(3) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の10%以上の変動(公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。)</p>				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	8 強い農業づくり支援事業 【強い農業づくり総合支援交付金】	強い農業づくり総合支援交付金等のうち産地競争力の強化(土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、スマート農業実践、環境保全、穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備、集出荷貯蔵施設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用等)等を図るために行う次の取組に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 整備事業 (1) 耕種作物小規模土地基盤整備 ア ほ場整備 イ 園地改良 ウ 優良品種系統等への改植・高接 エ 暗きょ施工 オ 土壌土層改良 (2) 耕種作物産地基幹施設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設 コ 種子種苗生産関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理加工施設 ス バイオディーゼル燃料製造供給施設 (3) 農業廃棄物処理施設整備	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体等	(1) (2)～(8)以外の場合 100分の50以内 (2) 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益の過半を占める場合 100分の40以内 (3) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合 100分の40以内 (4) 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合 30分の10以内 (5) 米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建物、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合 30分の10以内 (6) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合 30分の10以内 (7) 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち種子種苗大量生産施設を整備する場合 30分の10以内 (8) 大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合 30分の10以内 (9) (1)～(8)のうち、受益が1経営体(法人)に限定される場合(協業経営を除く) 100分の30以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率(上記(1)～(9)の補助率と同じ)を限度とする	1 事業主体の変更 2 施工箇所又は設置場所の変更 3 成果目標の変更 4 事業の新設又は廃止 5 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更(入札による減額を除く) 6 工事費から工事雑費への流用	無	要	[中間報告] 12月31日 (ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。) [実績報告] 事業完了時	[中間報告] 1月15日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	市町村	100分の50以内					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告		
									報告時点	報告期限	
農 産 園 芸 課	9 産地パワ ーアップ事 業	地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた総合的推進(水田、畑作、野菜、果樹、花き等)を図るために行う次の取組に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 I 整備事業 (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 農業廃棄物処理施設 (10) 生産技術高度化施設 (11) 種子種苗生産関連施設 (12) 有機物処理・利用施設	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等	(1) (2)及び(3)以外の場合 100分の50以内 (2) 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合及び野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合 100分の40以内 (3) 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合、米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合、野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合及び野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち種子種苗大量生産施設を整備する場合 30分の10以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率(上記(1)～(3)の補助率と同じ)を限度とする	1 事業主体の変更 2 施工箇所又は設置場所の変更 3 事業の新設又は廃止 4 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更(入札による減額を除く) 5 工事費から工事雑費への流用	無	要	[中間報告] 12月31日	[中間報告] 1月15日	
		II 基金事業 1 生産支援事業 次の経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 農業機械等の導入及びリース導入 (2) 生産資材の導入等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等	(1)の事業 導入する農業機械等の本体価格の100分の50以内 (2)の事業 100分の50以内 ただし、スマート農業技術を円滑に導入・定着させるために必要な経費の助成は定額(100万円以内)とする 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率及び補助額(上記(1)～(2)の補助率及び補助額と同じ)の合計額を限度とする					[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】市町村 【事業主体】地域協議会	定額(100分の50相当) 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助額(定額(100分の50相当))を限度とする						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	9 産地パワーアップ事業	<p>Ⅲ 国産シェアの拡大</p> <p>(1) 生産体制合理化実践推進支援 加工・業務用野菜の契約取引拡大に必要な農業用機械等、予冷・貯蔵庫等の設備のリース導入に要する経費</p> <p>(2) 新素材活用生産資材の導入支援 ア 野菜の生産拡大に必要な生分解性マルチの導入に要する経費 イ 効果等の情報発信に係る取組みに要する経費</p> <p>(3) 出荷作業合理化実践支援 11 型プラスチックパレットの導入に必要な集出荷貯蔵施設の整備に要する経費</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	農業者の組織する団体、農業者等	(1)の事業 100分の50以内(上限5千万円) (2)の事業 ア 定額(100分の50相当)、イ 定額 ただし、ア又はアとイの両方に取り組む場合は2千5百万円(ただし、イの取組については50万円)、 イのみ取り組む場合は50万円を上限とする。 (3)の事業 100分の50以内	<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 施工箇所又は設置場所の変更</p> <p>3 事業の新設又は廃止</p> <p>4 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更(入札による減額を除く)</p> <p>5 工事費から工事雑費への流用</p>	無	要	<p>〔中間報告〕 12月31日</p> <p>(ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。)</p> <p>〔実績報告〕 事業完了時</p>	<p>〔中間報告〕 1月15日</p> <p>〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	10 水田産地化総合 推進事業	産地・生産者自らが、需給動向や実需者ニーズに応える産地戦略を確立し、主食用米の生産に取り組むとともに、水田農業の制度や環境の変化に適応した水田のフル活用を推進するために必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 需要適合生産推進事業 (1) 熊本県農業再生協議会 ・地域協議会別作付目安の算定・提示 ・広域的な需給動向の収集・分析 ・地域協議会等への新たな仕組みの周知・理解促進 ・その他主食用米の需要に適合した生産の推進	4月1日から3月31日まで	熊本県農業再生協議会	定額	1 事業費の30%を超える増減 2 事業主体の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2) 地域農業再生協議会 ・生産者別作付目安の算定・提示 ・農業者への新たな仕組みの周知・理解促進 ・地域の需要動向の分析 ・主食用米生産状況の把握 ・産地戦略の総合的な取りまとめ ・その他主食用米の需要に適合した生産の推進	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 地域農業再生協議会	定額					
		(3) 熊本県主食集荷協同組合 ・集荷業者及び農業者への新たな仕組みの周知・理解促進 ・県需要量算定等に係る助言指導 ・需給調整に係る関係機関との協議 ・その他主食用米の需要に適合した生産の推進	4月1日から3月31日まで	熊本県主食集荷協同組合	定額					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	10 水田産地化総合 推進事業	2 産地戦略確立支援事業 (1) 市町村 ・産地戦略作成における土地利用計画や地域振 興施策との調整 ・水田農業に関する住民ニーズの把握・分析 ・その他主食用米の産地戦略の確立	4月1日か ら3月31 日まで	市町村	定額	1 事業費の30%を超 える増減 2 事業主体の変更	有 (第9条第2 項第3号該 当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		(2) 地域JA ・生産者の意向把握・助言 ・各地域の実需者ニーズの把握・分析 ・その他主食用米の産地戦略の確立	4月1日か ら3月31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業協同組合	定額					
		3 水田農業競争力強化支援マネージャー設置 水田農業競争力強化支援マネージャー設置に 要する経費	4月1日か ら3月31 日まで	熊本県農業協同組合中央会	定額					
11 主要農作物改良 協会補助事業	熊本県主要農作物改良協会が米・麦・大豆の 採種の生産管理指導及び米・麦・大豆の生産安 定、品質改善を行うために必要な経費	4月1日か ら3月31 日まで	熊本県主要農作物改良協会	定額(上限 1,064千円)	事業費の30%を超える 増減	有 (第9条第2 項第3号該 当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔事業実績〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日	

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	12 くまもとの米・魅力発信・競争力強化支援事業	<p>県産米の安定した需要を確保し、経営の安定化を図るため、熊本県産米のリーディング品種「くまさんの輝き」を中心に、消費者や実需者が求める生産・産地情報を積極的に発信し、大消費地への“くまもと産”の浸透・定着及び他産地との競争に対抗できる生産・流通体制の強化を図るとともに県内の低年齢層や指導者等に対する農業理解活動の推進等生産から消費までの総合的な対策を実施する次の事業に必要な経費</p> <p>1 くまもとの米対策 くまもと売れる米づくり推進本部が行う、生産・販売戦略策定、幅広い価格帯に対応した産地づくり、主要消費地への生産・産地情報の発信、食育・消費拡大対策に要する経費</p>	4月1日から3月31日まで	熊本県農業協同組合中央会 (くまもと売れる米づくり推進本部)	2分の1以内 (上限12,998千円)	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		<p>2 くまさんの輝き拡大推進支援 「くまさんの輝き」の生産対策・販路拡大・PR活動に必要な経費</p>	4月1日から3月31日まで	熊本県農業協同組合中央会(くまもと売れる米づくり推進本部)、農業協同組合等	2分の1以内					
	13 花き協会補助事業	熊本県花き協会が、本県花き生産出荷組織の育成強化並びに生産経営及び流通の改善を図るため、各種事業を実施するために必要な経費	4月1日から3月31日まで	熊本県花き協会	定額(上限1,604千円)	経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第1号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	14 いぐさ・畳表生産体制強化支援対策事業	農業団体等が、均質で品質の高いいぐさ・畳表の生産体制の確立に取り組む組織・産地を育成するために必要な次の経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 共同利用機械導入支援 作業や機械・施設の共同・組織化の推進及びそれに当たって必要な共同利用機械の整備に係る経費 (2) 畳表トレーサビリティ導入 消費者まで届く産地表示のモデル導入に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、農業協同組合、農業協同組合等が組織する団体 【事業主体】 農業協同組合 農業者の組織する団体等	(1)、(2) 10分の10以内ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1 事業主体の変更 2 事業種目毎に事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	15 熊本県野菜振興協会補助事業	一般社団法人熊本県野菜振興協会が、本県の野菜振興を目的として実施する産地育成対策、組織強化対策等を展開するために必要な経費	4月1日から3月31日まで	一般社団法人熊本県野菜振興協会	定額（上限2,415千円）	経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第1号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	16 熊本県青果物消費拡大協議会補助事業	熊本県青果物消費拡大協議会が実施する流通対策や一般消費者を対象とした消費宣伝活動等に必要経費	4月1日から3月31日まで	熊本県青果物消費拡大協議会	定額（上限7,093千円）	経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第1号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[事業実績] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	17「ゆうべに」ブランド推進・出荷体制構築事業	<p>県育成いちご新品種「ゆうべに」の栽培面積拡大に向け、認知度向上とブランド化を推進し、県産いちごの振興を図るために必要な経費</p> <p>1「ゆうべに」ブランド力強化対策 ブランド確立に向けた販売アイテム開発や、認知度向上に向けた企業コラボによる商品開発、市場・仲卸等及び一般消費者へのPR等に必要な経費</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	熊本県経済農業協同組合連合会	2分の1以内	事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	18 次代につながる果樹産地づくり支援事業	(1) 生産基盤の整備・推進事業 ア 産地の将来像づくり 果樹産地協議会による、産地の将来像づくり等に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	果樹産地協議会	定額(200千円) (ただし、同一果樹産地協議会の申請は一度に限る)	1 事業主体の変更 2 施行箇所の変更 3 事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		イ 将来像の実現 果樹産地協議会による、集積基盤整備団地を作る整備計画実現に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費		【補助事業者】 市町村、果樹産地協議会 農業者の組織する団体 【事業主体】 果樹産地協議会 農業者の組織する団体	定額(500千円/50a)					
		(2) 労働力補完・担い手確保対策事業 ア 作業受託組織の育成支援 農業者の組織する団体等による、新規組織設立や既存組織の受託能力向上に必要な作業員育成や作業機器の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 ① 新規組織 ② 既存組織の受託能力向上		【補助事業者】 市町村、農業者の組織する団体、農業生産法人(構成員3戸以上)、農業協同組合、果樹産地協議会 【事業主体】 農業者の組織する団体、農業生産法人(構成員3戸以上)、農業協同組合、果樹産地協議会	①新規組織 定額(600千円) ②既存組織の受託能力向上 定額(400千円)					
		イ 新たな担い手確保体制強化事業 農業者の組織する団体等による、担い手確保のための樹園地の中間管理体制の強化に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費		【補助事業者】 市町村、農業協同組合、地区協議会、農業者の組織する団体、集落、農業法人 【事業主体】 農業協同組合、地区協議会、農業者の組織する団体、集落、農業法人	定額(面積に応じて)(上限500千円)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	18 次代につながる果樹産地づくり支援事業	(3) 気象の変化に対応できる技術確立事業 農業者の組織する団体等による、温州みかんの高品質果実生産技術、不知火類の貯蔵環境改善技術、気象による障害軽減技術のモデル実証に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費		【補助事業者】 市町村、農業者の組織する団体、農業生産法人(構成員3戸以上)、農業協同組合 【事業主体】 農業者の組織する団体 農業生産法人(構成員3戸以上)、農業協同組合	1/2 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者： 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	19 くまもとの花 ステップアップ 事業	<p>県産花きの生産体制や販売力強化に必要な経費</p> <p>1 産地生産力・販売力ステップアップ支援</p> <p>(1) 宿根カスミソウ、トルコギキョウ経営体の育成・定着に必要な経費</p> <p>(2) 産出額3億円を目指す品目の生産推進に必要な経費</p> <p>(3) 県産花きの販売対策強化に必要な経費</p>	<p>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで</p>	<p>1 (1)、(2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者の組織する団体、農業生産法人(構成員3戸)</p> <p>1 (3) 農業協同組合連合会</p>	2分の1以内	<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 事業費の30%を超える増減</p>	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	20 くまもと茶ビジネス確立支援事業	1 くまもと茶生産対策支援 ①茶生産技術員の資質向上に要する経費 ②市場販売単価向上のための現地重点指導に要する経費	4月1日から 3月31日まで	農業団体等	①2分の1以内 (上限50千円) ②2分の1以内 (上限150千円)	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を 超える増減	有 (第9条第2 項第3号該 当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		2 くまもと茶販路拡大対策 首都圏や県外の競合が少ない地域での販売推進に要する経費		熊本県経済農業協同組合連合会等	2分の1以内 (上限500千円)					
		3 くまもと茶流通・販売対策支援 県内消費者等に向けたくまもと茶の魅力発信、認知度向上を図るPR・販売対策等の取組みに要する経費		農業団体等	2分の1以内 (上限1,600千円)					
		4 くまもと茶産地消費環境づくり支援 小中学生等若年層を対象とした出前講座の実施に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、茶地区協議会、日本茶インストラクター協会熊本県支部等	定額(実施経費は1校当たり上限50千円)					
		5 チャレンジ活動支援 産地の特色や強みを生かした独自の取組みや、香味や機能性などに着目した特徴ある茶商品開発、経営の多角化など新たなチャレンジ活動に要する経費	市町村、農業団体、茶地区協議会、茶商業協同組合等	定額 (上限500千円)						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	22 攻めの園芸生産対策事業	<p>気象変動に対応した「攻めの園芸」を展開するための生産基盤強化に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>生産基盤強化 さく井及び関連施設の整備、果樹の新植・改植</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 農業協同組合、農業協同組合連合会等 農業者の組織する団体、農業生産法人（構成員3戸以上）</p>	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 施行箇所、設置場所の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更</p>	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	23 園芸産地における事業継続強化対策事業	<p>自然災害発生に備え、災害に強い園芸産地を形成するため、事業継続計画の検討及び策定や非常時の協力体制整備に必要な経費と、事業継続計画の実践に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>1 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備</p> <p>2 事業継続計画の実践 (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証 (2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策</p>	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	<p>【補助事業者】 市町村</p> <p>【事業主体】 市町村、公社、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会等、特認団体</p>	<p>1 定額</p> <p>2 (1) 定額 (2) 2分の1以内</p> <p>【事業主体への間接補助の場合】 ※ 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は補助金の増</p> <p>4 事業費又は補助金の30%を超える減</p>	無	要	[中間報告] 12月31日	[中間報告] 1月15日 (ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。)
									[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	24 新たな野菜産地 営農体系構築事業	栽培データを活用したスイカの生産性向上に向け、栽培管理データの収集と共有に必要な機器の導入に要する経費	交付決定の日から3月31日まで	農業者	定額	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	25 次世代型果樹園 モデル実証事業	省力化栽培技術とスマート機器装備による労働生産性の高い果樹経営のモデル実証に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 事業内容 平坦地等みかん・中晩柑モデル 2 補助対象経費 (1) 実証園の整備に要する経費 ・省力樹形に必要な棚施設等に要する費用 ・高品質果実栽培施設等に要する費用 ・スマート機器の導入に要する費用 (2) モデル実証に要する経費 ・検討会の開催、現地調査等に要する費用	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業協同組合、農協連等、農業者の組織する団体、農業生産法人	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の2以内を限度とする	1 事業主体の変更 2 施行箇所の変更 3 事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	26 持続的露地野菜 産地育成事業	(1) 実需者ニーズ型露地野菜産地モデル育成 露地野菜の新産地化や面積拡大等の収益 強化の取組みに対して必要な経費	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら3月31 日まで	熊本県経済農業協同組合連合 会、農業協同組合、農業者の組 織する団体	2分の1以内	事業費の30%を超える 増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		(2) 持続的畑作生産体系確立事業 ①ばれいしょの畑作営農の大規模化に向 けた省力化等の推進に係る省力作業機械 等の導入に要する経費、もしくは、当該 経費に対して補助する場合における当該 補助に要する経費 ②ばれいしょの病害虫抵抗性品種の導入 や健全な種子の安定供給に対する取組み 等に要する経費、もしくは、当該経費に 対して補助する場合における当該補助に 要する経費	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら3月31 日まで	【補助事業者】 市町村、農業者の組織する団体、 地域農業再生協議会、民間事業 者、公益社団法人 【事業主体】 市町村、農業者の組織する団体、 地域農業再生協議会、民間事業 者、公益社団法人	①2分の1以 内 (リース導入 の場合は、物 件相当額の2 分の1以内) 【事業主体へ の間接補助の 場合】 補助事業者： 10分の10以内 ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 2分の1以内 を限度とする ②定額	1 事業の中止又は廃 止 2 事業実施主体の変 更 3 事業費の30%を超 える増又は補助金の 増 4 事業費又は補助金 の30%を超える減 5 成果目標の変更				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	27 生産資材価格高騰緊急対策事業	(1) 生産資材コスト緊急低減事業 生産資材コスト削減に対して必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	農業者の組織する団体	3分の1以内 (※上限補助額2,000千円/戸)	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減 (ただし、入札による減は除く)	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2) 集出荷施設等コスト高騰対策支援事業 野菜果樹等の集出荷施設や米麦大豆の共同乾燥施設等における動力光熱費の高騰に伴い増加した経費	令和4年4月1日から令和5年12月31日まで	熊本県経済農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体等	2分の1以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	無			
		(3) 食料安定生産体制継続緊急支援事業 土地利用型農業(大豆及び種子)の生産体制の維持・強化に必要な機械の導入等の経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、農業協同組合 【事業実施主体】 大豆生産者(経営所得安定対策のうち畑作物の直接支払交付金(大豆)の交付を受ける者)、種子生産者(熊本県主要農作物種子改良協会の委託を受けて種子生産を行う者)、またはその組織する団体、農業協同組合	3分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内を限度とする	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	無			

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	28 脱炭素型施設 園芸緊急対策事業	(1) 施設園芸省エネ化緊急対策事業 ヒートポンプ等の省エネ機器導入に要する 経費	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら 3 月 31 日まで	農業者の組織する団体	2 分の 1 以内	1 事業の中止又は廃 止 2 事業実施主体の変 更 3 事業費の 30%を超 える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金 の 30%を超える減 (ただし、入札による減 は除く)	有 (第9条第2 項第3号該 当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は 3 月 31 日 の いずれか早い 日
		(2) 農業用木質バイオマス安定供給支援 農業用木質ペレットの安定的な供給に要す る経費	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら 3 月 31 日まで	木質バイオマス燃料製造業者等	定額	1 事業の中止又は廃 止 2 事業実施主体の変 更 3 事業費の 30%を超 える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金 の 30%を超える減	有 (第9条第2 項第3号該 当)			

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	29 県産麦安定生産体系構築支援事業	食料安定供給に資する、小麦の高品質産地づくりの取組み及びほ場の排水対策に必要な機械導入に要する以下の経費 1 高品質小麦産地形成支援 小麦「ミナミノカオリ」の高品質化のために実施する研修会、成分分析、仕分集荷等の取組みに要する経費	2月28日から事業完了日または3月31日まで	【補助事業者】 農業協同組合	定額 (上限1,435千円、ただし500千円以上の備品にあつては補助率1/2以内)	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減 5 成果目標の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 県産麦安定生産体制整備支援 (1) 県産麦安定生産体制整備支援 麦類の排水対策に必要な機械、又は高品質小麦生産のために生産者団体等が一体となって上記1を実施する場合に必要な機械の導入又はリース導入に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (2) 間接補助事業者推進事務費 補助事業者が2(1)の実施に関し、事業推進に必要な事務に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村、農業協同組合 【事業主体】 (1) 認定農業者、認定新規就農者、集落営農(経営所得安定対策のうち畑作物の直接支払交付金(麦類)の交付を受けるもの) (2) 市町村、農業協同組合	(1) 導入する農業機械等の本体価格の2分の1以内 (2) 定額 (上限100千円) 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	無				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	30 麦・大豆生産技術向上事業 (R4 経済対策分)	1 麦・大豆生産技術向上事業 (1) 麦・大豆の団地化推進 麦・大豆の作付けの団地化等生産性向上の取組に当たり必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (2) 麦・大豆の先進的な営農技術の導入 先進的な営農技術を導入する取組に対する助成を行う場合における当該補助に要する経費 (3) 麦・大豆の生産性向上に向けた機械・施設の導入 麦・大豆の生産性向上及び事業の達成に必要な機械・施設の導入、リース導入又は改良に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (4) 市町村推進事務費 市町村が実施する麦・大豆作付けの団地化等生産性向上の取組み等に要する経費	12月12日から事業完了日または3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 1、2 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会 3 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、市町村、県が九州農政局長と協議して認める団体 4 市町村	1、2 定額 3 10分の10以内ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内(リース導入の場合は物件相当額の2分の1以内)を限度とする 4 2分の1以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減 5 成果目標の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策(麦・大豆) I 麦・大豆機械導入対策 麦・大豆の生産性向上及び事業の達成に必要な機械・施設の導入、リース導入又は改良に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、市町村、県が九州農政局長と協議して認める団体	10分の10以内ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内(リース導入の場合は物件相当額の2分の1以内)を限度とする	無				

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	31 攻めの園芸緊急 生産対策事業	生産資材価格高騰の影響を受ける中、「攻めの園芸」を展開するため、PQCの最適化に資する農業機械・施設の導入に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 PQC生産支援対策 スマート農業関連機器、収量向上施設・機械、灌水・防除施設・機械、省力生産施設・機械、省エネ生産施設・機械、ハウス、果樹棚等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者の組織する団体、農業生産法人(構成員3戸以上)等	10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の3分の1以内を限度とする	1 事業主体の変更 2 施行箇所、設置場所の変更 3 事業費の30%を超える増減を伴う事業内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	32 経営所得安定対策等推進事業(R4経済対策分)	1 畑作物産地形成促進事業 実需者ニーズに対応する畑作物の導入・定着の取組みを推進するための経費 2 畑地化促進事業 (1) 畑作物の産地づくりに向けた体制構築(団地化やブロックローテーション等)のための調整に要する経費 (2) 水田の畑地化に伴い支払いの必要が生ずる土地改良区地区除外決済金等の経費	要望の調査が開始された時点から3月31日まで	(1) 県段階 県農業再生協議会 (2) 地域段階 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村 地域農業再生協議会	1 定額 2 (1) 定額 (上限 3,000 千円/事業主体) 2 (2) 定額 (上限 250 千円/10a)	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 経費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔中間報告〕 12月31日 (ただし、概算払請求書をもって代えることができるものとする。) 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	33 新規需要米需要 供給拡大事業	1 新規需要米生産拡大支援 新規需要米における、作付拡大や収量向上に 向けた栽培管理指導、需給の調整、仕分集荷等、 生産拡大の取組みに必要な経費	4月1日から事業完了 の日又は3 月31日ま で	熊本県経済農業協同組合連合 会、農業協同組合	定額（上限： 400千円）	事業費の30%を超える 増減	有 (第9条第2 項第3号該 当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		2 米粉用米需要拡大支援 県産米粉用米を用いた米粉商品開発や販売促 進、販路拡大の取組みに必要な経費		米穀の新用途に利用するための 微細米粉の製造を行う事業者	2分の1以内 (上限 1,600 千円)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告		
									報告時点	報告期限	
農 産 園 芸 課	34 県産麦・大豆生産拡大総合推進事業	1 麦パートナー強化支援 (1) 需要拡大対策事業 県産麦の需要拡大に資する連携体制整備、市場調査、商品開発、地域商標、統一ロゴ作成、統一規格作成、PR、キャンペーン活動等の取り組みに必要な経費 (2) 需要対応産地育成対策事業 小麦及び大麦の作付け品種のミスマッチ解消や品質向上・均一化に資する試験栽培、事例調査及び研修会の実施、品質分析等の取り組みに必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	(1) 県産麦の加工を行う企業等、 県産麦又は麦製品の販売を行う企業等 (2) 農業協同組合、熊本県経済農業協同組合連合会、農業者の組織する団体	2分の1以内 (上限 (1)1,000千円 (2)1,500千円)	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日	
		2 大豆産地力アップ支援 需要を満たす新品種の試験栽培や新技術の実証等生産拡大のために必要な経費		熊本県経済農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体							2分の1以内
		3 生産流通対策支援 麦類の赤かび病等の対策強化や需要に対応した生産・品質向上・新産地育成等対策に要する経費		(1) 熊本県経済農業協同組合連合会 (2) 熊本県主食集荷協同組合							2分の1以内 (上限 (1)1,823千円 (2)177千円)

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農 産 園 芸 課	35 選ばれる園芸産 地緊急支援事業	新型コロナにより販売に影響をうけた園芸産 地に係る販促活動等の取組みに要する経費	令和5年4 月1日から 事業完了日 又は令和6 年3月31 日まで	農業者の組織する団体	2分の1以内 (※上限補助 額 30千円/ 人または 4,500千円/団 体のいずれか 低い方)	1 事業費の30%を超 える増又は補助事業 費の増 2 事業費又は補助金 の30%を超える減	無	要	() 事業完了時	事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農産園芸課	36 営農再開支援事業	7月の梅雨前線による豪雨で被災した農業者や生産者組織等の営農再開のための土壌診断、種子・種苗や土づくりに係る資材等の取得、農業機械レンタル又は機械作業委託等のために必要な経費	7月5日から3月31日まで	農業者、農業者の組織する団体、農業協同組合等	2分の1以内 (土壌診断費のみ定額)	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日